

特別支援教育

「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進する特別支援教育

「障害者の権利に関する条約」の批准や「改正障害者基本法」の趣旨及び平成28年4月からの「障害者差別解消法」の施行等を踏まえ、インクルーシブ教育システムを推進するための特別支援教育に関する取組が求められている。

特別支援教育の推進に当たっては、幼稚園の教育要領、小・中学校、高等学校の学習指導要領では、「学校全体で特別支援教育に取り組むための校内支援体制の整備」「障がいの状態に応じた指導内容・方法の工夫」を推進することが示されている。

平成24年7月に文部科学省から出された、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の中では、今後、児童生徒個々の教育的ニーズに対応した「多様な学びの場」の整備、個別支援の充実に加え、障がいのある子どもとない子どもが可能な限り共に学ぶことのできる教育環境の整備が求められるとされている。

県教育委員会では、従前より「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進を特別支援教育の基本理念として掲げ、子どもたちが障がいのあるなしにかかわらず、地域に支えられるとともに、地域を支える一員として生きていくことができるよう、地域の幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校、特別支援学校において、地域の関係機関による連携した支援の下、障がいのある子ども一人一人のニーズに応じた教育の実現を目指しており、このことは、前述の文部科学省報告で示された内容と方向性を同じくするものである。

この「地域で共に学び、共に生きる教育」の実現には、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の充実が不可欠である。あわせて、変化する時代に対応できる力を身に付けることが重要であることから、多様な一人一人のニーズに応え、個々の学習や生活に必要な事項の学び方を知り、自ら主体的に学ぶ意欲と態度を養い、生きる力をはぐくむことができるよう、それぞれの学びの場において、「指導・支援の充実を図ることが必要である。

これらのことから、本年度の指導の重点を以下のように設定した。

一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

- 医療、福祉、教育、労働等の関係機関と連携し、ライフステージに応じた一貫した支援を行うため、特別な支援を必要とする幼児児童生徒（※以下「児童生徒」とする）に対する「個別の教育支援計画」を保護者とともに作成し、一人一人の教育的ニーズと提供する合理的配慮を本人・保護者と確認し、効果的な活用と見直しを図る。
- 一人一人の実態に応じた指導を充実させ、主体的に学ぶ意欲と態度を養うことができるよう、特別な支援を必要とする児童生徒に各教科・領域等の年間指導計画を基にした「個別の指導計画」を作成し、一人一人の学習状況を一層丁寧に把握するとともに、当該計画に基づいて行われた学習指導や児童生徒の学習状況を観点別に評価（※）するなど、**学習指導と学習評価の一体化、日々の授業の改善と充実**を図る。

※参考：評価の4観点 「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」

自立と社会参加に向けた職業教育の充実

- 児童生徒の自己理解を図り、主体的な進路選択を促すとともに、関係機関や家庭等と連携した多様な進路実現に向けての支援の充実を図る。
- 障がい者施策の動向を踏まえつつ、勤労を重んじ積極的に自立し社会参加する能力と態度を養うことができるよう、地域や産業界と連携し、外部評価などを活用した職業教育や進路指導の充実を図る。

交流及び共同学習の推進

- 共生社会の形成に向けて障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けることを推進する。
- 児童生徒の教育的ニーズに合わせて、教科及び領域等の目標が達成できるような学びの場の設定に努める。

障がいの重度・重複化、多様化に応じた指導の充実

- 重複障がいのある児童生徒の指導に当たっては、全校的な協力体制のもと、外部の専門家を積極的に活用するなどして、学習効果を高めるような工夫改善に努める。

【全校種】

交流及び共同学習

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進のためには、障がいのある子どもと障がいのない子どもができるだけ同じ場で学ぶことが重要であることから、障がいのある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、学校全体として「交流及び共同学習」を計画的、組織的に推進し、「地域で共に学び、共に生きる教育」の実現に積極的に取り組む。

指導の重点	努力事項
1 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒相互の触れあいを通して、豊かな人間性をはぐくむ。	(1) 小・中学校等と学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動、ボランティア活動などを通して、お互いの学校の特色を生かした交流学習を展開する。 (2) 教育課程に位置づけ 、指導の目標を明確にするとともに、学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障がいのある児童生徒一人一人の実態に応じた活動が行えるように配慮する。

<p>2 小・中学校等の児童生徒との共同学習を通して、教科等のねらいが十分達成できるよう、教育課程に基づいた計画的な学習が展開できるように工夫する。</p>	<p>(1) 各教科等のねらいが共同学習を通して効果的に達成されるよう、共に学ぶ機会の確保に努めるとともに、指導計画や授業の展開、ティーム・ティーチングの方法等について常に共通理解を図りながら、継続的な学習を行う。</p>
<p>3 継続的な指導を行うため年間指導計画を評価・改善する。</p>	<p>(1) 学校の教育活動全体を通して、計画的、組織的に「交流及び共同学習」が行われているかを評価し、年間指導計画の改善を図る。</p>
<p>4 地域の様々な人々と活動を共にする機会を設定し、地域の教育資源や学習環境を活用した特色ある教育活動の実践に取り組む。</p>	<p>(1) 家庭や地域の人々の協力が得られるよう、各学校の教育方針や特色ある教育活動、児童生徒の状況などについて、事前に相互の意思疎通を十分に図る。</p> <p>(2) 都市化や核家族化の進行により、日常生活において児童生徒が高齢者と交流する機会が減少していることから、交流の機会を積極的に設け、高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心を育てる。</p> <p>(3) 特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の学校との交流の機会を設けるなどして、地域における豊かな人間関係の育成に努める。</p>

【幼稚園、小・中学校、高等学校】

通常の学級に在籍する

特別な支援を必要とする幼児児童生徒の教育

通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒及び発達障がい等のある児童生徒にとっても学びを豊かにし、心の教育を充実させることは学校（幼稚園）教育の大きな課題であることから、通常の学級を生活基盤として個に応じた対応ができる教育環境を整え、適切な支援を行っていくことが重要となる。

そのためには、発達障がい等についての基本的な理解のもとに、児童生徒の教育的ニーズと提供する合理的配慮を本人・保護者と確認し、「**個別の教育支援計画**」を保護者と共に**作成し、活用する**。

さらに、「**個別の教育支援計画**」や各教科・領域等の年間指導計画を基に、児童生徒の一人一人の特性や課題を的確に把握し、「**個別の指導計画**」を作成して個に合わせた指導を行う。

学校（園）内においては、特別支援教育コーディネーターを中心とした教職員全員の専門的な研修やケース会議を積極的に実施し、学校（園）組織としての支援体制を確立することが重要である。さらに、指導目標・内容は、前述の幼稚園、小・中学校、高等学校の指導の重点を十分に踏まえるとともに、特に以下の点に配慮して指導する必要がある。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 校（園）内の支援体制を整備し、全教職員で支援する。</p>	<p>(1) 管理職のリーダーシップのもと、児童生徒を学習面・生活面など多方面から把握し、学校（園）内の教職員全体の理解を図り、適切な対応に努める。</p> <p>(2) 校（園）内委員会では、特別支援教育コーディネーターが中心となり、支援対象児の実態や支援内容・方法等の検討を具体的に行い「いつ、誰が、どのように」支援するかを明確にする。また、教職員間の連絡調整、ケース会議の実施、関係機関等との連携協力を積極的に行い、校（園）内の支援体制の整備・充実に努める。</p> <p>(3) 必要に応じて特別支援学校のセンター的機能の活用を図り、校内研修、学年会等によるケース会議の積極的な実施に努め、教職員の特別支援教育に関する基礎的な知識・技能の向上を図り、全教職員による支援に努める。</p>
<p>2 「個別の教育支援計画」を作成・活用して学校、家庭、地域及び医療等関係機関との連携を図る。</p>	<p>(1) 児童生徒の学習上・生活上の支援が必要な状況について、家庭との共通理解を図るとともに、医療、保健、福祉等の関係機関と連携し、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、提供する合理的配慮を本人・保護者と確認しながら「個別の教育支援計画」を作成し、就学時や進級・進学時の引き継ぎ等具体的な支援での活用を努める。</p> <p>(2) 特別支援教育支援員や学習支援ボランティア等を有効に活用した支援を行う。</p> <p>(3) 学校だけでなく、保護者会等で、どの学校にも特別な支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性があること及びその対応には障がいの特性を含め児童生徒の理解が不可欠であることなど、家庭や地域への継続的な啓発に努める。</p>
<p>3 「個別の指導計画」等を作成・活用した個に応じた指導を進めるとともに、指導法の工夫を図る。</p>	<p>(1) 「個別の教育支援計画」や各教科・領域等の年間指導計画を確認し、児童生徒の「気になる行動、できない行動」に目を向けるのではなく、「よいところ、できるところ」を見いだし、一人一人の特性を的確に把握し、「個別の指導計画」を作成するとともに「個別の指導計画」を活用し、日々のきめ細かな指導の積み重ねに努める。</p> <p>(2) 落ち着いた教室環境の整備、学級づくりを中心に適切な環境の工夫や個に応じた適切なかわりをする。</p> <p>(3) 学習目標に応じた学習課題の設定など、支援を必要とする児童生徒に具体的で分かりやすい指導法を工夫することが、学級全体の学習意欲の向上につながることを意識して、授業を行う。</p>
<p>4 障がいの特性と生徒指</p>	<p>(1) 発達障がい等の特別な支援を必要とする児童生徒の障が</p>

<p>導上の問題との関連を考慮した指導の工夫を図る。</p>	<p>いこの特性を踏まえた適切な対応を行うことにより、いじめや不登校等の未然防止に努める。</p> <p>(2) 児童生徒一人一人との日常的なふれあいを通して、そのよさを認め、悩みや思い、願いを的確にくみ取るよう努める。</p> <p>(3) 社会生活に必要な基本的なスキルの習得を目指し、集団活動への参加やよりよい友達関係の構築ができるよう、必要に応じて学習内容や支援方法を工夫する。</p> <p>(4) 児童生徒の興味・関心のあること、できること、好きなこと、得意なことを手掛かりにしたかかわり合いを展開し、成就感や自信を持たせるようにする。</p> <p>(5) 児童生徒が互いに認め合い、思いやりのある温かい人間関係が築けるような学級経営に努める。</p> <p>(6) ストレスなど心身の健康に関する課題を把握し、個に応じたきめ細かな対応に努める。</p>
--------------------------------	--

特別支援学級・通級指導教室の教育

特別支援学級の指導及び通級による指導については、一人一人の教育的ニーズ及び学校や地域の実情等を考慮した指導を進めるために、前述の事項を十分踏まえて指導に当たるとともに、次の点に努力する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>児童生徒の障がいの多様化を考慮し、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、それに基づいた指導と授業の充実を図る。</p>	<p>(1) 特別支援学級及び通級指導教室の運営に当たっては、学級及び教室の課題を学校全体の課題としてとらえ、その解決の方策等を含めて、学校経営の中に明確に位置付け、全教職員の共通理解の下に適切に行うようにする。</p> <p>(2) 指導計画は、一人一人の教育的ニーズに応じ、学習指導要領の趣旨を踏まえながら、「特別支援学校学習指導要領」及び「同解説」等を参考に適切に作成する。 また、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成・活用し、児童生徒の長期、短期の指導のねらいや方針を明確にしたきめ細かな指導の積み重ねに努める。</p> <p>(3) 必要に応じて特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援学級や通級指導教室における授業や支援方法の充実に努める。</p> <p>(4) 特別支援学級においては、通常の学級との積極的な交流及び共同学習を推進し、集団活動の場を意図的、組織的、計画的に確保するとともに、その実施に当たっては、ねらいを明確にして特別支援学級における主体的な指導が損われないようにする。</p> <p>(5) 通級指導教室においては、「個別の教育支援計画」と「個</p>

別の指導計画」等を活用して、児童生徒の在籍する学級の教職員と積極的に情報交換をし、在籍する学級における指導の効果を一層高めるよう努める。

- (6) 通級指導教室における指導に当たっては、県養護教育センター「**通級による指導の手引**」(平成23年7月)等を活用しながら、指導の充実に努める。
- (7) 特別支援学級及び通級指導教室に対する理解と啓発を図るため、積極的に授業を公開し、**全校の保護者・教師間の情報交換の場や指導の共通理解が得られる機会を設ける**ようにする。
- (8) 発達障がい等の児童生徒の指導に当たっては、特別支援学級等や通級指導教室との連携を密にした**校内支援体制の整備と活用**に努める。

【特別支援学校】

特別支援学校の教育

特別支援学校においては、特に以下の点に重点をおいた指導に努める。

○ 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

児童生徒一人一人の実態と教育的ニーズの的確な把握に努め、医療、福祉、労働等の関係機関と連携した一貫した指導と支援を行うため、「個別の教育支援計画」を作成し、提供する合理的配慮を本人・保護者ととともに確認し、効果的な活用と見直しを図る。また、各教科・領域等の年間指導計画から「個別の指導計画」を作成し、一人一人の学習状況を丁寧に把握しながら授業づくりを行うとともに、当該計画に基づいて、**学習状況の観点別評価や、個人内評価を**(※)行うなど、日々の授業実践と改善に活用する。また、日々の**学習指導を振り返り**、児童生徒一人一人の実態を踏まえた単元や題材の設定、授業展開、指導支援の方法等についても工夫・改善を図る。さらに、養護教育センターや教育センターにおける研修等の活用や校内研修の充実により、特別支援学校教員としての専門性をより高めるように努める。

※ **個人内評価**：観点別学習状況の評価では十分に示しきれない、児童生徒一人一人の**よい点や可能性、進歩の状況等**の評価

○ 言語活動の充実

言語は、学習活動の基盤であるとともに、論理的思考やコミュニケーション、感性・情緒の基盤でもあることから、言語活動に主体的に係わる能力や態度の育成が求められている。

各教科等の指導に当たっては、**児童生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視**するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童生徒の**言語活動の充実**に努める。

○ 自立活動の充実

自立活動の指導に当たっては、「個別の指導計画」をもとに、各教科や領域との関連を図りながら、具体的な指導内容の設定・実施と評価・改善に努める。また、児童生徒が

主体的に学習できる環境を整えることに努める。

○ 職業教育の充実

一人一人の進路目標の実現に向けて、卒業後自立し、社会参加できるよう「個別の教育支援計画」や「個別の移行支援計画」等を活用しながら、地域の産業の動向や児童生徒の障がいの状態などに応じた多様な職業教育や進路指導の在り方を工夫し、全学部一貫したキャリア教育を推進する。また、地域、各職種の専門家、企業家団体等外部人材と連携した組織的な対応により、**地域を支える一員として主体的に生きる力を身に付けることができるようにするとともに就職率の向上を目指す。**

本県の特別支援学校における就職率（19.0%：H26.3月卒業生：47都道府県中43位）については、**全国平均（28.4%）を大きく下回っている現状を踏まえ、各学校では数値目標を設定するなど、実行性のある具体的な取組を行い、生徒の適切な進路実現を図る。**

○ 生徒指導の充実

児童生徒の健全な成長を促すため、一人一人の多様な実態の理解と把握に努めるとともに、学校としての組織的な対応を工夫する。また、特別支援教育コーディネーターや生徒指導主事を中心とした相談支援体制を充実させ、児童生徒の悩みや不安などに早期に対応するとともに、特別支援学校間の指導実践例の共有化、地域における関係機関との密接な連携によるネットワークの構築等に努める。

○ 交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習を**積極的に推進し**、特別支援学校の児童生徒の経験を広め、社会性や豊かな人間性を育てるとともに、障がいのあるなしにかかわらず共に学ぶことでお互いを理解し、**人間の多様性を尊重する心を育む**ことに努める。また、実施に当たっては、指導の目標を明確にするるとともに、市町村教育委員会や相手校と十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、実施するよう努める。

○ 特別支援学校のセンター的機能の発揮

地域における特別支援教育のセンターとして、**障がいのある子どもの教育についての専門性を高め、市町村教育委員会や各学校からの要請の主訴を踏まえ、そのニーズに応じた相談や研修等の支援を学校全体で行えるよう体制を整える。**また、特別支援学級や通級指導教室等への支援により、各学校等における特別支援教育の充実が図られるよう努める。

各 教 科

一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、それらを活用し課題を解決するために必要な思考・判断・表現力等を育成する。また、学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 一人一人の障がいの状態や発達の段階等を十分把握するとともに、各教科の「個別の指導計画」の作成と活用を図り、よ	(1) 指導計画の作成に当たっては、一人一人の実態や教育的ニーズを的確に把握し、 個別に具体的な指導目標を設定し指導を行う。 (2) 各教科の指導に当たっても「個別の指導計画」を作成し、 自立活動の指導との関連を図った指導 を行い、児童生徒一

りきめ細かな指導の充実を図る。

2 各教科や領域間のつながりを意識した授業を展開し、適切な評価に基づき、指導内容の工夫と改善を図る。

一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図る。

- (1) 指導を進めるに当たっては、**基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動**を重視するとともに、思考力・判断力・表現力等をはぐくむために、言語に関する能力の育成を図る上で必要な**言語環境**を整え、各教科等の指導を通して児童生徒の**言語活動の充実**を図る。
- (2) 児童生徒の学ぶ意欲や学ぶ姿を重視し、**体験的な学習や問題解決的な学習等**を取り入れ、課題の発見と解決に向けて主体的・協同的に学んだ事項が日常生活に生かされるように配慮する。また、**小・中・高等部のこれまでの学習の積み重ねや学習内容の系統性を意識した指導の充実**を図る。
- (3) 評価に当たっては、指導内容や児童生徒の特性に応じて、児童生徒の**学習の過程を重視した観点別の評価**や**個人内評価**を行うなど、障がいの状態等に即して適切に行い、より効果的な指導に生かす。
- (4) 各教科等の学習指導に当たっては、福島県授業改善研究会「**授業改善ハンドブック『新授業の窓』**」（平成25年3月）を、学習評価に当たっては、県版「**生きる力をはぐくむ学習評価指導事例集**」（平成25年3月）を活用するなど、観点を踏まえた指導と評価の一体化に努める。

道 徳

人間としての在り方や生き方についての自覚を深め、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培うことを重視した道徳教育を充実し、児童生徒の望ましい道徳性を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 学校や児童生徒の実態を踏まえた実効的な指導計画を作成するとともに、学校全体で取り組む推進体制を確立する。</p>	<p>(1) 小・中学校教育「道徳」の内容による。 ※ 小・中学校学習指導要領の内容に準ずる。</p> <p>(2) 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を図り、児童生徒が自己の障がいについての認識を深め、自ら進んで学习上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度や健全な人生観が育成されるよう、年間を見通した計画的・発展的な指導を行う。</p> <p>(3) より活用しやすい具体性のある指導計画の作成を工夫する。 ○ 日常の様々な機会を通して、実地的な体験を重視し、</p>

<p>2 道徳教育の「要」としての役割を踏まえ、道徳の時間における多様な指導方法・指導体制等を工夫し、道徳的実践力の育成を図る。</p> <p>3 家庭、地域社会等との連携を図りながら、開かれた道徳教育をさらに推進する。</p>	<p>経験の拡充を図る工夫をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個々の児童生徒の障がいの状態や経験等に応じて内容を具体化し、適切な評価をする。 ○ 高等部においては、小学部や中学部における指導との一貫性を図り、青年期の心理的発達の状態や特性を考慮して、様々な人々との関係を適切に形成できるように計画する。 <p>(1) 小・中学校教育「道徳」の内容による。 ※ 小・中学校学習指導要領の内容に準ずる。</p> <p>(2) 障がいの状態や経験等に応じて、生活に結び付いた内容を実際的な場面で具体的な活動を通して指導する。</p> <p>(3) 児童生徒と教師、児童生徒相互の信頼関係や温かい人間関係を基盤として、教師は児童生徒と共に考え、悩み、感動を共有し、学び合う姿勢で授業を行う。</p> <p>(1) 小・中学校教育「道徳」の内容による。 ※ 小・中学校学習指導要領の内容に準ずる。</p> <p>(2) 学校における道徳教育については、保護者や地域の人々の理解を図る機会を積極的に設け、家庭や地域社会における指導との関連性・一貫性を確立するよう工夫する。</p>
--	--

外国語活動

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 児童や地域の実態に応じて、各学年の目標を適切に定め、2学年間を通して目標の実現を図るよう指導計画を作成する。</p>	<p>(1) 小・中学校教育「外国語活動」の内容による。 ※ 小学校学習指導要領の内容に準ずる。</p> <p>(2) 児童の障がいの状態や興味・関心等を考慮して、適切な指導内容の設定に努めるとともに、重点の置き方等を工夫する。</p>
<p>2 外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図り、楽しさを味わうことができるよう、児童主体の授業を展開する。</p>	<p>(1) 小・中学校教育「外国語活動」の内容による。 ※ 小学校学習指導要領の内容に準ずる。</p>
<p>3 指導に生きる評価とな</p>	<p>(1) 小・中学校教育「外国語活動」の内容による。</p>

<p>るよう工夫し、指導と評価の一体化を図る。</p>	<p>※ 小学校学習指導要領の内容に準ずる。</p>
<p>4 自立活動との関連を図った指導を工夫する。</p>	<p>(1) 児童の実態をもとに「個別の指導計画」を作成し、自立活動の指導内容である「人間関係の形成」「環境の把握」「コミュニケーション」等との関連を図りながら、学習効果を一層高めるようにする。</p>

総合的な学習の時間

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>地域や学校の実態、一人一人の児童生徒の障がいの状態や発達の段階に応じた特色ある指導計画の作成及び改善に努めるとともに、学校の創意工夫を生かした学習活動を展開する。</p>	<p>(1) 小・中学校教育、高等学校教育「総合的な学習の時間」の内容による。 ※ 小・中学校及び高等学校学習指導要領の内容に準ずる。</p> <p>(2) 児童生徒の障がいの状態や発達の段階等は多様であることから、個々の児童生徒の実態に応じ、補助用具や補助的手段、コンピュータ等のICT機器を適切に活用するなど、学習活動が効果的に行われるように配慮する。</p> <p>(3) 少人数からくる種々の制約を解消するため、グループ学習など多様な学習形態を工夫する。</p> <p>(4) 自然にかかわる体験活動や社会とかかわる体験活動、ものづくりや生産、文化や芸術にかかわる体験活動などを展開するに当たっては、安全や保健に留意するとともに、学習活動に応じて小・中学校の児童生徒などと適切に交流及び共同学習を行うよう配慮する。</p> <p>(5) 各学校が自ら設定した目標や内容を踏まえて評価の観点を定め、探求的な学習を通して児童生徒にどのような力が身に付いたのかを適切に評価する。</p>

特別活動

望ましい集団活動を通して、心身の調和的な発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
-----------	---------

<p>望ましい集団活動の機会を確保し、児童生徒の自主的、実践的な態度の育成と互いに協力し合う生活態度の育成を図る。</p>	<p>(1) 小・中学校教育、高等学校教育「特別活動」の内容による。 ※ 小・中学校及び高等学校学習指導要領の内容に準ずる。</p> <p>(2) 指導計画の作成に当たっては、評価の観点を定め、学校の創意工夫を生かすとともに、学級や学校の実態及び児童生徒一人一人の発達の段階等に配慮し、計画の企画段階から参画するなど、自主的、実践的な活動を促す。</p> <p>(3) 学級活動（ホームルーム活動）や児童会・生徒会活動においては、集団の構成上の創意工夫をするなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が展開されるようにする。</p> <p>(4) 学校行事においては、児童生徒の障がいの実態から、育てたい態度や能力を明確にする。また、効果的な指導を進めるために、児童生徒の負担過多にならないよう行事の精選に努める。</p>
---	---

自立活動

児童生徒一人一人が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、適切な指導計画の下に、各教科等の指導との密接な関連を図りながら、必要な知識・技能・態度及び習慣を養う。

指 導 の 重 点	努 導 力 事 項
<p>一人一人の障がいの状態や発達の段階等を的確に把握し、特別支援学校の教育要領並びに学習指導要領に示されている自立活動の内容に基づき、具体的な指導内容の設定が適切に行われるようにする。さらに、「個別の指導計画」の活用の視点を明確にして、継続的、段階的な指導の積み上げを図る。</p>	<p>(1) 児童生徒の障がいの状態や発達の段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にして「個別の指導計画」を作成し、一人一人の教育的ニーズに応じた具体的な指導内容を設定する。</p> <p>(2) 指導目標や指導内容を設定するに当たっては、その妥当性の向上に十分配慮する。</p> <p>(3) 指導に当たっては、児童生徒が自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲に支援を求めたりする機会を設定するなど、児童生徒の主体的な活動を一層進め、自己肯定感を高めることができるよう指導内容・方法を工夫する。</p> <p>(4) 自立活動の指導と各教科及び領域における指導を相互に関連付けた指導を行い、一人一人の自立活動の指導目標が達成できるようにする。</p> <p>(5) 学習状況を適切に評価し、具体的な指導の改善に生かすとともに、職員間及び外部の専門家との連携についても十分配慮する。</p>

各教科等を合わせた指導

各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせた指導の形態による学習を通して、児童生徒が自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動できる力の育成を図るとともに、各教科等の内容を十分に踏まえ、基本的な知識、技能、態度及び習慣を身に付けることができるようにする。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>具体的な指導内容を明確にし、授業形態、集団構成、授業展開の工夫など柔軟な発想による多彩な学習活動を展開する。</p>	<p>(1) 各教科等を合わせて指導を行う場合は、児童生徒の知的障がいの状態や経験等に応じながら、年間計画において各教科等の具体的な指導内容を設定し、その内容がバランスよく扱われるよう工夫する。</p> <p>(2) 単元等の目標を踏まえて、一人一人の児童生徒の状態等に即した個別の目標を設定し、その達成状況を評価する。</p> <p>(3) 日常生活の指導においては、生活上の自然な流れを大切にしながら、望ましい生活習慣を形成できるよう、具体的な場面において段階的、継続的、効果的な指導を計画する。</p> <p>(4) 生活単元学習の指導においては、児童生徒一人一人が目標や課題を意識し、主体的に活動に取り組み、身に付けた内容が生活に活かされるよう、実生活に即した活動内容を設定する。</p> <p>(5) 作業学習の指導においては、生徒一人一人が成就感や働く喜びを味わえるように作業種を選定し、より実践的な作業活動の導入を図るとともに、卒業後の社会生活に備え、主体的に作業活動に参加できるよう支援の工夫に努める。また、生徒が安全かつ衛生的、健康的に活動できるよう作業環境を整える。</p>

生徒指導

一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育成するとともに、規範意識をはぐくむ社会的資質や行動力の向上を図る。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 生徒指導計画の作成と、機能的な指導体制の確立を図る。</p>	<p>(1) 小学部から高等部まで一貫した指導を推進するため、各学部ごとの具体的な指導計画を作成し、指導方針を明確にする。</p> <p>(2) 全教職員の共通理解を図ることができるよう、「生徒指導提要」等を活用した研修を計画的に実施するなどして、</p>

<p>2 教育活動全体においてすべての児童生徒に積極的な生徒指導を進める。</p>	<p>学校全体の協力体制、指導体制を整える。</p> <p>(3) いじめや不登校、児童虐待等の早期発見と早期対応及び事故事例の考察に努め、事故の未然防止、早期解決に努める。</p> <p>(1) 授業のみならず日常生活の様々な場面で、一人一人の児童生徒が安心して自分の力を発揮できるよう、児童生徒に自己存在感の実感や自己決定ができる機会を設け、その結果を自ら評価し生活に生かす態度の育成に努める。</p> <p>(2) 個々の児童生徒の障がいの状態や発達の段階、特性等に配慮しながら、基本的生活習慣の確立や規範意識の育成など、自立と社会参加を見据えたきめ細かな生徒指導に努める。</p> <p>(3) 児童生徒との日常的なかかわりを通して信頼関係を築き不安や悩み、思い、願いなどを的確にくみ取りながら、共感的な児童生徒理解に努め、一人一人の自己実現を図ることができるよう指導する。</p> <p>(4) 学校いじめ防止基本方針を適切に見直しながら、いじめの防止等の対策のための組織を機能させ、全校で対応する。</p>
<p>3 家庭や地域社会及び関係機関等と連携した指導を進める。</p>	<p>(1) 家庭や病院、施設等での養育及び療育方針等を踏まえて、児童生徒の理解やその指導内容・方法等を共有し、一貫した指導の推進に努める。</p> <p>(2) 事件・事故等の被害・加害者にならないようにするために、地域社会及び関係機関に対する障がいの理解啓発を図り、連携した指導体制の構築に努める。</p> <p>(3) 事故等が発生した場合、あらゆる事態を想定した全教職員による緊急支援体制を確立するとともに、迅速で組織的な対応と綿密な連絡体制により、的確で毅然とした対応に努める。</p>
<p>4 自立や社会参加のための生徒指導の充実を図る。</p>	<p>(1) 知的障がい特別支援学校高等部においては、生徒数が増加しており、その半数程度が中学校から進学していることから、幅広い生徒の実態に応じたきめ細かな生徒指導の充実に努める。</p> <p>(2) 生徒指導委員会等を定期的に開催し、校内での指導、家庭への支援、関係機関との連携等について指導方針を決定し、教職員間で共通理解を十分深めた上で、計画的、組織的かつ継続的、具体的な指導を行う。</p> <p>(3) 個々の生徒に応じた指導を検討する際には、指導方針の根拠となる校内規定を明確化し、その規定をふまえて全校で効果的に指導を行う。</p>

進路指導

社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を重視し、児童生徒が自らの在り方生き方について考え、将来への夢や希望を抱き、その実現を目指して、自らの意思と責任で自己の進路を選択、決定する能力や態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 社会の中で自分の役割を果たしながら、自らが目指す生き方を実現することができるよう計画的かつ組織的・継続的な指導を進める。</p>	<p>(1) 児童生徒一人一人の将来の夢や希望等の実現に向けて、小学部から高等部まで段階的、系統的な一貫した指導ができるように努める。</p> <p>(2) 学校全体の進路指導計画に基づき、担任を中心に全校で指導に当たるとともに、事業所、労働、福祉等の関係機関と連携した指導・支援体制作りに取り組む。</p> <p>(3) 指導に当たっては、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、「個別の指導計画」を作成・活用するとともに、自ら考え、判断し、実践する機会を設け、主体的に進路を考える力を育てるよう努める。</p> <p>(4) 産業現場等における実習においては、学校生活で培った力を事業所等の実習体験を通して検証し、その評価を適切に活用して進路選択に生かすよう努める。</p>
<p>2 家庭や関係機関等と緊密に連携した進路指導を進める。</p>	<p>(1) 「個別の教育支援計画」や「個別の移行支援計画」を作成し、本人や保護者の希望、進路先に関する資料・情報を収集・整理し、進路相談に活用するとともに関係機関の助言等を含めて生徒や保護者に対して適切な情報を提供に努める。</p> <p>(2) 卒業後、社会人として将来にわたって地域で生活していくために、地域の人々との交流の場を積極的に設けるとともに、在学中の児童生徒の情報を家庭や進路先、労働、福祉の関係機関等へ引き継ぎ、地域での支援に円滑に移行できるように努める。</p>

情報教育

情報化の進展に対応した教育を充実するとともに、児童生徒の障がいの状態や発達段階等、実態に応じてコンピュータ等の情報機器を活用し、児童生徒一人一人の情報活用能力の育成に努める。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 情報化に対応した教育を推進するために、指導</p>	<p>(1) 学校教育活動全体でICT機器や情報通信ネットワークを効果的に活用できるよう校内の指導体制を整備する。</p>

<p>体制の充実を図る。</p> <p>2 一人一人の障がいの状態やニーズに応じた情報活用の実践的な能力と情報モラルについての指導の充実を図る。</p>	<p>(2) 教育の情報化を適切に推進するために、様々な研修の機会を積極的に活用し、全ての教員がICT機器を用いた授業ができるようにする。</p> <p>(3) 著作権や個人情報の取扱い等について、全ての教員が正しい知識を持ち、適切な指導や情報の管理ができるよう、校内における情報モラルの育成・向上に努める。</p> <p>(1) 障がいのある児童生徒にとっての情報教育の意義と課題を理解し、「わかる授業」を実現するため、一人一人の身体機能や認知理解度に応じて、様々な支援技術（アシスティブ・テクノロジー）を活用できるよう研修・研究を深める。</p> <p>(2) 各教科等において、児童生徒がICT機器や情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、それを積極的に活用できるようにするための学習活動の充実に努める。</p> <p>(3) 情報モラルに関する指導を教育課程に位置付け、家庭との連携を図り、プライバシーや著作権の保護、インターネットや携帯電話を利用するときの留意点等について、適切に指導する。</p>
--	--

健康教育

児童生徒一人一人が個人生活における健康・安全について関心を持ち、生涯を通じて主体的に健康な生活を営むことができる能力や態度を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>【保健】</p> <p>1 保健学習・保健指導の充実を図り、健康の保持増進のための実践力を育成する。</p>	<p>(1) 科学的な思考と正しい判断の下に意志決定や行動選択ができるように、基礎的・基本的な知識の習得とその活用を図る学習活動を重視する。</p> <p>(2) 保健教育については、ロールプレイ等、児童生徒の発達の段階やねらいに応じて主体的に活動を行う場を設定するなど指導方法を工夫する。</p> <p>(3) 「性に関する指導」については、県版「性に関する指導の手引き」等を活用し、児童生徒の発達の段階や実態に応じて、組織的、計画的に行う。</p> <p>(4) 「薬物乱用防止教室」について、関係機関の専門家や学校薬剤師などの協力を得つつ、児童生徒の実情に応じて開催に努め、その指導の一層の充実を図る。</p>
<p>2 健康相談・個別指導の充実を図り、個別の健康課題解決のために支援す</p>	<p>(1) 児童生徒の心身の変化について、早期発見・早期対応ができるよう日常的な健康観察を重視し、個別の健康課題及び自校の健康課題を把握する。</p>

る。

【安全】

安全指導の充実を図り、危険を予測し、回避する能力を育成する。

【食育・学校給食】

「ふくしまっ子食育指針」に基づき、「食べる力」「感謝の心」「郷土愛」を育成する。

(2) 児童生徒の健康課題を解決するために、養護教諭や担任教諭等が相互に連携して、**組織的に健康相談・個別指導**を行い、**個に応じたきめ細かな対応**に努める。

(3) 県の健康課題（「肥満」「う歯」「近視」「こころ（性）」）及び自校や地域の健康課題については、**家庭、関係機関**及び、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の**専門家、地域との連携**を図り、学校保健委員会等の**保健組織活動**を活用して**健康課題解決**に努める。

(4) 児童生徒の発達の段階や障がいの特性に応じ、家庭との連携のもと、**県版「自分手帳」**を活用するなどして、教育活動全体を通して児童生徒一人一人の**望ましい運動習慣や食習慣、生活習慣の形成**に努める。

(1) **学校安全計画**及び**危険等発生時対処要領の周知徹底**を図るとともに、**緊急時に適切に対処できるよう訓練の在り方を工夫**する。

(2) 学校における**事故の発生要因**を分析し、適切な判断のもと行動がとれるよう、**具体的な安全対応策**を計画に組み入れて指導する。

(3) 道路交通法を理解させるとともに、危険予測学習や体験的な学習を行うなど、**交通安全指導の充実**する。

(4) 学校の実情に応じ、**関係機関と連携した安全教室や防災訓練等を実施**するなど、地域や関係機関との連携による**学校安全体制の強化及び防災教育の充実**に努める。

(5) 施設・設備及び用具等については、定期点検はもとより、使用前、使用中の**点検を確実に実施し、不備があれば迅速かつ適切に対応**する。

(1) 児童生徒の食に起因する健康課題を把握し、その解決を図るための取組を食育全体計画や年間指導計画に位置付け、**学校の教育活動全体を通じて食育を推進**する。

(2) 栄養教諭や食育推進コーディネーターを中心に教職員の役割を明確にするとともに、**家庭や地域との連携**を図った**食育の推進体制を確立**する。

(3) 給食の時間については、教科等における指導内容との関連を明確にするとともに、**地場産物の活用**を図るなど**学校給食を生きた教材**とすることを意識しながら、年間を通じて計画的・継続的に指導する。

(4) 「**学校給食衛生管理基準**」を遵守し、異物混入防止や食中毒の絶無、食物アレルギーへの対応策の共通理解に努め、食の安全に対する意識を高める。

防災教育

防災学習や各種訓練等を通して、災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時に自らの安全を確保したり、自分の役割を自覚して行動したりするなど、自ら考え、判断し、行動する力を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 児童生徒が主体的に行動する態度を身に付けるための計画の充実を図る。</p>	<p>(1) 各教科や特別活動、自立活動など関連領域との調整を図り、防災教育に関する事項を学校安全計画や各種指導計画に確実に位置付け、学校の全体計画を作成・改善するなど、防災教育に取り組む体制を整備する。</p> <p>(2) 児童生徒の発達の段階や地域の実情に応じて、特に重点的に指導すべき災害の内容を示して計画を作成する。</p> <p>(3) 関係機関や団体等と連携を図り、学校安全計画や危険等発生時対処要領の改善に努める。</p>
<p>2 児童生徒が状況に応じ、主体的に考え判断し行動する態度や能力を高めるための指導の充実を図る。</p>	<p>(1) 「平成26年度防災教育指導資料第2版」等を活用し、各教科、特別活動等において、災害発生のメカニズム、地域の自然環境や過去の災害等について学び、災害に関する基本的な知識と防災に関する意識を高めるための学習活動を工夫する。</p> <p>(2) 地域の幼稚園・小・中学校等や関係機関・団体等と連携した避難訓練を実施や防災マップを作成する等して、より実効的な防災教育の推進に努める。</p> <p>(3) 「防災個人カード」等、具体的な資料を活用して、保護者や地域等と連携し、登下校中や自宅など学校以外で災害に遭った場合の避難の仕方、家族との待ち合わせ場所や連絡方法等、多様な場면을想定した指導や学習の場を設定する。</p>
<p>3 安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める指導を工夫する。</p>	<p>(1) 自らの安全確保だけでなく地域社会の安全にも視野を広げることができるよう、ボランティア活動や地域の人々との幅広い交流など、社会貢献や社会参加に関する活動の場を工夫する。</p>

放射線教育

放射線等の基礎的な性質についての理解を深め、心身ともに健康で安全な生活を送るために、自ら考え、判断し、行動する力を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項

<p>1 学校や地域の実状及び児童生徒の実態に応じた指導計画及び指導内容を工夫し、実践する。</p>	<p>(1) 本県における放射線教育の重要性を踏まえ、学校安全計画や学校保健計画及び各教科等の指導計画に位置付けることや全体計画を作成するなどして、学校全体で組織的、計画的に取り組む。</p> <p>(2) 放射線教育の必要性について、家庭や地域及び関係機関との共通理解を図り、具体的で実効性のある指導を工夫する。</p>
<p>2 放射線等の基礎的な性質について身に付けさせ、自ら考え、判断する力を育む指導方法を工夫する。</p>	<p>(1) 文部科学省の「放射線等に関する副読本」や県教育委員会の「放射線等に関する指導資料（第1版～第5版）」や「放射線教育用学習教材（DVD）」等を効果的に活用し、客観的な立場から指導する。</p> <p>(2) 視覚的な教材を活用し、放射線について具体的なイメージが持てるような指導方法を工夫する。</p> <p>(3) 放射線の利用や影響について、科学的な根拠を基に考えたり、判断したりする態度の育成に努める。</p>
<p>3 放射線から身を守り、健康で安全な生活を送ろうする意欲と態度を育てる。</p>	<p>(1) 放射性物質を体に取り込まないようにするための方法や、放射線から身を守る方法を確実に身に付けさせ、普段から実践できるようにする。</p> <p>(2) 放射性物質を扱う施設で事故が起きた場合の放射性物質に対する防護や避難の仕方について身に付けさせる。</p>